

## 貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和元年7月)

7月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

### ○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

| No. | 事業者名   | 事業所            | 所在地 | 営業所名  | 営業所所在地         | 処分年月日  | 処分内容 | 違反の条項                     | 監査実施の端緒及び違反行為の概要   | 当該違反点数 | 北海道運輸局管内累積点数 |
|-----|--|----------------|-----|-------|----------------|--------|------|---------------------------|--|--------|--------------|
| 1   | 株式会社道東トランス<br>(法人番号6460301002874)<br>代表者加藤彰洋 | 北海道北見市相内町50番地6 |     | 本社営業所 | 北海道北見市相内町50番地8 | R1.7.3 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他2件 | 令和元年6月14日及び令和元年6月17日、その他事故、法令違反、事件、苦情を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(2)点呼の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条) | 0      | 0            |

## 貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和元年7月)

7月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

| No. | 事業者名   | 事業所             | 所在地 | 営業所名   | 営業所所在地         | 処分年月日   | 処分の内容                  | 違反の条項                       | 監査実施の端緒及び違反行為の概要  | 当該違反点数 | 北海道運輸局管内累積点数 |
|-----|--|-----------------|-----|--------|----------------|---------|------------------------|-----------------------------|---|--------|--------------|
| 2   | 照輝五道陸運株式会社<br>(法人番号3430001057530)<br>代表者小松宏康 | 北海道伊達市北稀府町193-1 |     | 北海道営業所 | 北海道登別市新栄町1番地49 | R1.7.26 | 輸送施設の使用停止(260日車)及び文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条本文関係他22件 | 平成30年11月6日、平成30年11月27日及び平成31年1月9日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。23件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反[自動車車庫の位置及び収容能力](貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)事業計画変更認可違反[乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力](貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(3)各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(4)事業計画事後届出違反[営業所又は荷扱所の名称、位置(利用運送のみに係るもの及び運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。)の変更](貨物自動車運送事業法施行規則第7条第1項第2号、第3号)、(5)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(6)疾病・疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(7)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項)、(8)点呼の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(9)乗務等の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(10)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(11)事故の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2)、(12)運転者台帳の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(13)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(14)運転者に対する指導監督の記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(15)整備不良車両運行(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条本文関係)、(16)無車検運行(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条本文関係)、(17)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条本文関係、第1号)、(18)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条)、(19)運行管理規程の制定違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第21条第1項)、(20)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(21)運行管理者補助者の要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)、(22)運行管理者の選任(解任)未届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)、(23)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項) | 26     | 26           |

## 貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和元年7月)

7月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

### ○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

| No. | 事業者名                              | 事業所                 | 所在地 | 営業所名  | 営業所所在地              | 処分年月日   | 処分内容                  | 違反の条項                      | 監査実施の端緒及び違反行為の概要  | 当該違反点数 | 北海道運輸局管内累積点数 |
|-----|-----------------------------------|---------------------|-----|-------|---------------------|---------|-----------------------|----------------------------|---|--------|--------------|
| 3   | 株式会社旭盛（法人番号8450001006935）代表者盛永百合子 | 北海道旭川市神楽岡八条6丁目3番23号 |     | 本社営業所 | 北海道旭川市神楽岡8条6丁目3番23号 | R1.7.26 | 輸送施設の使用停止（95日車）及び文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項 他12件 | 平成30年12月7日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。13件の違反が認められた。（1）運賃及び料金、運送約款等の揭示義務違反（貨物自動車運送事業法第11条）、（2）疾病・疲労等のおそれのある乗務（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項）、（3）点呼の記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項）、（4）点呼の記録保存義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項）、（5）乗務等の記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条）、（6）乗務等の記録事項義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条）、（7）運行記録計による記録保存義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条）、（8）運転者台帳の記載事項義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項）、（9）運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）、（10）定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条本文関係、第1号）、（11）整備管理者の研修受講義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条）、（12）報告義務違反（貨物自動車運送事業法第60条第1項）、（13）自動車に関する表示義務違反（道路運送法施行規則第65条） | 10     | 10           |

